

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		児童福祉施設に対する事業の改善又は停止命令	
根拠条例・規則等名		児童福祉法	
条 項		第 46 条第 3 項、第 4 項	
所 管 部 課		子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 (電話：048-711-1798)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (当該不利益処分の性質上、法令等の定め以上に具体的な基準として定めることが技術的に困難であるため)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			